

[直前対策！民法改正勉強会]

今までの請負契約書は 4月からは使えない!?

2020.3.18 水 14:00▶16:00

- 会場：カナモトホール（札幌市民ホール）中央区北1西1
- 対象：社長・役員・管理部門 ●定員：50名 ●参加費：無料（要事前申込）

本年4月施行の改正民法に合わせて、住宅会社は現行の工事請負契約書・契約約款を変更する必要がありますが、未だ対応していない工務店も多いのでは。何年も前の工事請負契約書を未だに使用しているところもありますが、4月からは「知らなかった」では済まされないが増えてきます。訴訟になる前に、転ばぬ先の勉強会にご参加ください。

第1部 実際の相談から学ぶ道内の住宅クレーム事情
講師：北海道建築指導センター 住宅相談員 恵和建築設計事務所 代表 **山本明恵氏**

第2部 民法改正と住宅業界への影響と対策
～工事請負契約約款の改定の必要性を考える～
講師：弁護士法人札幌英和法律事務所 弁護士 **田中康道先生**

第3部 電子サインでコスト削減と効率化
講師：ビルダーズネット 代表/中小企業診断士 **友村太郎**

①WEBから→ <https://www.juu-tsuu.jp/seminar/>

②FAXから→ 送付先 **FAX 011-864-6321**（株式会社北海道住宅通信社）

F A X 申 込 書	御社名	電話	FAX	
	御社住所			
	ご参加者氏名	役職	ご参加者氏名	役職
	※複数参加の場合は こちらに記入ください			

※個人情報はセミナーのご案内のみに使用します。※万が一、2日以上経過しても返信が届かない場合は、お手数ですが弊社まで電話にてご連絡をお願いいたします。
※受付時に名刺を1枚ご提出ください。※IT関連会社の方のお申込はお断りさせていただきます。